セルフチェック用フローチャート 【技術の提供・貨物の輸出】

以下のフロー図に従って□にチェック（■・✓）を入れてください。

START

海外とコンタクトする

B）（自分は）国内にいる
※C）～E）の該当するもの
すべてをチェックする

A）（自分が）外国へ行く（国際会議・海外での打合せ等）
※装置、試料等を自ら持ち出す場合はC）もチェック。
但し、自己使用のパソコン、デジタルカメラ、スマートフォンは除く。

〔貨物の輸出〕
C）装置、試料等の物品（貨物）を持ち出す（持ち帰る）、又は送付する
※技術を提供する場合はD）もチェック

〔技術の提供〕
D）技術の提供（外国機関や非居住者（特定類型該当者含む）との共同研究等やメール・ファクス等での技術提供を含む）を行う
※技術にはプログラムも含む。
※「特定類型該当性」の詳細については、ハンドブック参照のこと。

〔外国派遣〕
E）学生・研究員等を外国へ派遣する

F）技術の提供を他者にしない、または、不特定多数が参加可能な国際会議・学会等での発表である

はい □

いいえ □

書類の提出は不要です。取引開始年度を含め8年度、書類を保管してください。

G）① □ 論文投稿や特許出願等技術の公知化のための提供である（※注1）
② □ 公知の技術の提供である（※注1）
③ □ 基礎科学分野の研究活動における技術提供である（※注2）

①に該当する □

②、③のいずれかに該当する □

①②③の根拠記入欄	

①、②、③のいずれにも該当しない □

（※注1）公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引の例
◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
◆あらかじめ設定された見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
◆ソースコードが公開されているプログラムの提供
◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

（※注2）基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引
自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動で、特定の製品の設計又は製造を目的としないものです。工学系の場合はほとんどの研究が応用研究・開発につながる可能性があるため、外為法上の基礎科学分野の研究活動に該当する場合は非常に少ないと思われます。「大学の研究」＝「基礎科学分野の研究活動」ではないことに注意してください。

＜リスト規制に関するチェック＞

H）① □ **技術の該非判定**（※注3）を、外国為替令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該非判定書（様式Ⅱ）を作成してください。

② □ **貨物の該非判定**（※注3）を、輸出貿易管理令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該非判定書（様式Ⅱ）を作成してください。

＊経済産業省HPに掲載されている貨物・技術のマトリクス表を参照してください。（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html）

＊不明な点は、安全保障輸出管理委員会事務局へご相談ください。

③ □ ①、②で非該当又は対象外が明らかな場合には、理由を下欄に記入してください。（この場合、該非判定書（様式Ⅱ）の作成は不要）

非該当又は対象外が明らかな場合の理由記入欄		
【例】	フラーレン（C60）の海外への送付（対象外）	表面を多孔化処理したSiウエハ基板（非該当）
	市販テフロンシートの海外への送付（非該当）	CaCO3 の粒度分布の解析データ(Excel)（非該当）

（※注3） 該非判定
当該貨物又は技術が、輸出貿易管理令別表第1/貨物等省令、もしくは外国為替令別表/貨物等省令のいずれの項番・条項号に該当するか又は非該当であるかを判定する作業。なお、メーカーが作成した該非判定書を使用する場合は、内容を再確認したうえで添付してください。不明な点は、安全保障輸出管理委員会事務局へおたずねください。

Ⅰ）相手先は輸出令別表第3の地域である（※表1）

はい □

非該当（対象外を含む）

いいえ □

□ 該当する

＜キャッチオール規制に関するチェック＞

J）セルフチェックシート（様式Ⅰ-1）の『相手先に関する懸念情報』に「はい」が一つもない

はい □

いいえ □

様式Ⅰのセット（Ⅰ-1およびⅠ-2）に「該非判定書（様式Ⅱ）」を添付して輸出管理責任者へ提出してください。

様式Ⅰのセット（Ⅰ-1およびⅠ-2）に「安全保障輸出管理チェックリスト（様式Ⅲ）」を添付して輸出管理責任者へ提出してください。

様式Ⅰのセット（Ⅰ-1およびⅠ-2）を輸出管理責任者へ提出してください。

輸出管理責任者及び輸出管理統括責任者の確認

規制対象に該当する

取引審査票（様式Ⅳ）の提出を求めるので、指示に従ってください。

規制対象に該当しない

取引可

※表1：輸出令別表第3の地域（輸出管理が適正に行われていると認められる国）
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国